

日弁連総第26号
2012年（平成24年）5月15日

法務大臣 小川敏夫 殿

日本弁護士連合会
会長 山岸憲司

被疑者取調べの録音・録画試行の検証に関する要望書

第1 要望の趣旨

現在、検察改革の一環として実施されている、特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行、裁判員裁判対象事件における取調べの録音・録画の試行的拡大、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行についての検証及び検証結果の公表に当たって、以下の点を要望する。

- 1 検証担当者には、供述心理学者及び当連合会が推薦する弁護士を含む、法務省・検察庁に所属していない第三者を加えること。
- 2 検証結果の公表に当たっては、以下の事項についても明らかにすること。
 - (1) 録音・録画の試行がなされた各事例における身体拘束前の取調べ実施の有無及び実施されている場合は取調べ回数、取調べ時間
 - (2) 録音・録画につき被疑者に対して行った告知の内容
 - (3) 被疑者が録音・録画の実施に難色を示した場合に、録音・録画の下で供述をするよう説得を行ったか否か、また、説得を行った場合はその内容
 - (4) 被疑者が録音・録画を拒んだ事案について、録音・録画がなされていない状況で実施された取調べにおける被疑者の供述内容及び作成された供述録取書の記載内容（その概要）
 - (5) 「全過程」試行のより具体的な基準
- 3 検証結果の公表後、法務省・検察庁に所属せず、守秘義務を負う第三者によって試行結果を再度検証する機会を設けるとともに、再度の検証に際しては、担当者の求めに応じて、録音・録画記録や被疑者の供述録取書等、録音・録画の試行の対象となった事件の内容や被疑者の供述経過を明らかにする資料を開示すること。

第2 要望の理由

1 「検察改革の進捗状況」の発表

法務省及び最高検察庁は、2012年（平成24年）4月5日、「検察改革の進捗状況」（以下「進捗状況」という。）を発表した。

当連合会は、同月11日、「『検察改革の進捗状況』についての日弁連コメント」を発表し、検察庁における取調べの録音・録画の試行について、「試行の対象事件の範囲は非常に限定されている上、その限定された範囲ですら、全過程の録画を実施していない例が相当数あることはきわめて遺憾である。」、「当連合会は、より積極的に取調べの全過程の録音・録画の試行を進め、その試行の対象範囲も拡大していくことを求める次第である。」とした。

2 検証において明らかにされるべき事項

(1) 録音・録画試行の現状

「進捗状況」によれば、検察官による取調べの「全過程」について録音・録画がなされたのは、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件については67件中28件（約41.8%）、裁判員裁判対象事件については1,277件中208件（約16.3%）、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べについては388件中120件（約30.9%）に過ぎず、既に当連合会が指摘したとおり、多くの事件について、一部の録音・録画がなされるにとどまっている。

今後、検察庁における録音・録画試行の検証が行われると考えられるところ、検証に際しては、取調べの「全過程」についての録音・録画が試行されなかった事案及び全過程の録音・録画が試行された事案のそれぞれについて、その要因等が厳密に検証されなければならない。

(2) 「全過程」の録音・録画が実施されなかった事案について

① 「進捗状況」が挙げる事案

「進捗状況」は、「全過程」の録音・録画が実施されなかった理由として、

○ 被疑者が録音・録画中にはカメラを指さして「これをやっているから言わない。」として黙秘していたが録音・録画終了後には何事もなかったように話をした事案、

○ 被疑者が録音・録画下の取調べにおいて共犯者について質問された際、「これは〇〇さん（共犯者）も見erんですか。〇〇さんが見る可能性があるなら録音・録画をやめて欲しい。」とあって録音・録画の中断を申し出た事案、

○ 被疑者が「家族などにも迷惑がかかってしまうと思うので、録音・録画が行われている状況では、関係者の氏名等は話せない。」旨供述し、録音・録画の下では愛人や暴力団関係者の氏名等を供述することを拒んだ事案、

が存在することを挙げている。

② 「進捗状況」が挙げる事案についての疑問点

上記各事案のうち、録音・録画中には黙秘していた被疑者が録音・録画終了後には何事もなかったように話をしたとされる事案においては、被疑者がいかなる内容について、録音・録画下での供述を拒んだのか、そして録音・録画終了後にはいかなる内容の供述をし、そのうちどの部分について供述録取書が作成されたのか全く明らかにされていない。また、共犯者や愛人・暴力団関係者等についての供述を拒んだとされる事案についても、録音・録画がなされていない取調べにおいてはいかなる供述がなされ、いかなる内容の供述録取書が作成されたか明らかにされていない。

仮に、録音・録画がなされていない取調べにおいては詳細な供述がなされ、かつ、当該供述が供述録取書に記載されたとすれば、上記各事案の被疑者は、最終的には、自身の供述が証拠化され公判において取り調べられる可能性があることを受け入れたこととなる。とすれば、録音・録画がなされている取調べにおいても、説得によって、最終的には録音・録画されていない取調べにおけると同様の供述が得られた可能性が高いと考えられる。加えて、この点に関しては、取調べに当たった検察官が、録音・録画の趣旨について、被疑者に対し、いかなる内容の説明を行ったか、また、録音・録画に抵抗感を抱く被疑者に対して検察官がいかなる説得を試みたのかも検証の対象とされなければならない。

一方、録音・録画がなされていない取調べにおいても供述が得られなかったとすれば、録音・録画は、被疑者の供述態度には何ら影響を及ぼさなかったこととなる。

この点について、従前、捜査関係者からは、録音・録画されていれば供述が得られないが、録音・録画もせず、当該日付では供述録取書も作成しないことによって供述を得ることがあり得るとの主張がなされてきた。すなわち、共犯者や組織の上位者等を慮って供述をためらう被疑者に対しては、供述録取書を作成しない旨の約束をしたり、供述録取書の作成日付を実際の供述日より後の日付として、当該被疑者が最初に共犯者や組織の上位者に関する供述をしたことが分からないようにすることを約束したり

して供述を促すという取調べ手法が採られてきたというのである。

しかし、そもそも録音・録画もなされず、供述録取書として記録されない供述内容をもって真相解明ということ自体が不合理である。仮にそのような供述が捜査の端緒となり得ることがあるとしても、捜査の端緒である以上、証拠化は必須であり、それが事後的な検証も不可能なままとされることが許されるべきものではない。さらに、日付をずらすなどの捜査手法に対しては、事実と異なる内容の供述録取書が作成されたとの批判が当然あり得るところであり、仮に、試行の対象となった事件においても同様の取調べ手法が採用されていたのであれば、この点も明らかにした上で、捜査機関以外の立場からも、かかる取調べ手法の当否をも含め、検証される必要がある。

③ 小括

このように、被疑者が録音・録画を拒んだ事案においては、その前後の取調べ状況が明らかにならなければ、録音・録画が被疑者の供述に与えた影響を正しく評価することはできない。

(3) 「全過程」の録音・録画が実施された事案について

① 「進捗状況」が挙げる事案

「進捗状況」によれば、「全過程」の録音・録画がなされた事案の例として、

- 被疑者が当初から一貫して自白していた事件であり、取調べの「全過程」の録音・録画を実施しても真相解明機能が害されるおそれがないと認めた事案、
 - 被疑者が録音・録画の下での取調べにおいて躊躇する事情が存在しないと認めた事案、
- 等が挙げられている。

② 進捗状況が挙げる事案についての疑問点

ア 「全過程の録音・録画」について

上記各事案は、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件における事例とされている。したがって、これらの事案における「全過程の録音・録画」とは、本来、被疑者に対する全ての取調べの録音・録画を意味するものと考えられるところ、「被疑者が当初から一貫して自白していた事件であり、取調べの全過程の録音・録画を実施しても真相解明機能が害されるおそれがない」かどうかは、取調べを開始するまでは把握できないはずである。にもかかわらず、「進捗状況」によれば、検

察官は、上記のような事案であることを確認した上で取調べの録音・録画を実施したとしているのであり、「全過程の録音・録画」と矛盾しているようにも思える。

この点については、被疑者の身体拘束前にも取調べが行われており、その取調べにおいて被疑者が自白したことから、「被疑者が当初から一貫して自白していた事件」であるとの判断が可能であった事案という趣旨とも解されるが、身体拘束がなされていない被疑者の取調べを録音・録画の対象とするか否かについても、今後の重要な検討課題である。このことからすれば、身体拘束前に取調べが実施されていた場合には、その概要について明らかにされ、このような手法の是非自体が検討される必要がある。

イ 被疑者が供述を躊躇する事情について

「進捗状況」のいう「被疑者が録音・録画の下での取調べにおいて躊躇する事情」が存在するか否かも、実際に取調べを開始してみなければ分からないはずであり、上述したところと同様の問題がある。

また、「進捗状況」は、「躊躇する事情」として「組織的犯罪で共犯者間に上下関係がある場合、親しい人間に不利益な事実を述べなければならない場合、被疑者が家族等に秘密にしている事柄について取り調べる必要がある場合等」を挙げている。しかし、このような基準は、取調べの録音・録画の実施の可否を決する基準としてはあまりにも抽象的かつ広範に過ぎるものである。今般の試行にあつて、客観的で合理的な基準として機能していたかどうかもまた、検証される必要がある。

ウ 「全過程」の録音・録画がなされた事案に対する評価について

「進捗状況」は、「全過程」の録音・録画が実施された事案の中には、「被疑者と著名人との交際状況に関して、客観的裏付けがなく、著名人の名誉を侵害するおそれのある被疑者の供述内容が録音・録画された例」や「録音・録画されている状況下であったために、営業秘密や被疑者が接触した人物のプライバシー等の機密性の高い情報を用いて取調べを行うことが困難であった例」が存在したとしている。

仮に、「進捗状況」が、客観的な裏付けがない供述や著名人の名誉を侵害する供述が録音・録画されること自体を好ましくないものと評価し、そのような場合には録音・録画を実施すべきではなかったと考えているのであれば、かかる態度は、取調べの録音・録画の範囲を著しく狭めるものであり、明らかな誤りである。被疑者の供述に客観的な裏付けがな

いことは往々にしてあり得ることであるし、著名人の名誉の保護については録音・録画媒体の取扱いにおいて適切な配慮をすること（証拠開示段階のインカメラ、公判での取調べ制限など）によって十分に対応可能である。

また、機密性の高い情報を用いた取調べが困難であったとされる事例についても、上述したとおり、録音・録画媒体の取扱いの段階で対応することが可能と思われる。更に、「機密性の高い情報」の具体的内容が明らかにならなければ当該事案における検察官の判断の当否を検証することもできない。

③ 小括

このように、「全過程」の録音・録画がなされた事案においても、「全過程」の録音・録画を実施するという判断がいかなる判断基準に基づいてなされたのかを検証し、「全過程」の録音・録画に対する評価を適切に行うためにも、当該事案の内容を明らかにする必要がある。

3 まとめ

以上のとおり、「進捗状況」からうかがわれる録音・録画の試行状況には、今後、厳密な検証を要する点が多々見られる。

これらの点について十分な検証を行うには、従来、「取調べの真相解明機能」を殊更に重視してきた法務省・検察庁の関係者のみでは不十分であり、捜査機関とは異なる立場の者を検証作業に関与させる必要性は極めて高い。特に、録音・録画が被疑者の供述態度に与える影響について検討するに際しては、心理学上の知見が必要であると考えられるところであり、検証には、供述心理について専門的知見を有する心理学者の参加が不可欠である。また、取調べの可視化は、取調べの適正化やえん罪の防止という機能を有しているものであることからすれば、従前、これらの問題に取り組んできた当連合会が推薦する弁護士も検証担当者に加えられるべきである。

更に、上述のとおり、全過程の録音・録画に対する評価を適切に行い、一部のみの録音・録画しかなされなかった事例について十分な検証を行うためには、被疑者の供述内容や供述経過を始めとする当該事案の全容が、可能な限り明らかにされなければならない。

よって、当連合会は、録音・録画の試行の検証に際して、その透明性・公正性を確保するため、上記要望の趣旨のとおり要望するものである。

第3 結語

取調べの可視化の導入は、今般の検察改革の中でも、最も社会的な注目を集めている最重要課題である。今般の試行によって収集された取調べの可視化に関する実証的な資料が、透明かつ公正な環境で十分に検証されなければ、検察改革は国民の支持を得られないことは明らかである。

今回の検察改革を実のあるものにするためにも、当連合会の要望の実現は必要不可欠なものとする次第である。

以 上